

令和5年度鳥取県育英奨学生（大学等奨学資金）募集要項

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で大学（外国の学校のうち、日本の大学に相当するものを含む。）、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

※専修学校の高等課程や各種学校は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

この奨学金は、返還の必要があるものです。

10年以上の長い返還期間となりますので、進学される方や保護者でしっかりと話し合ってから貸付を受けてください。

2 募集人員 210人

（注意）募集人員を上回る申請があった場合、所得状況及び学業成績を勘案し、鳥取県育英奨学生選考委員会において選考の上、採用者を決定します。

＜参考＞昨年度の申請数および倍率

申請人数	倍率
256人	1.22倍

3 貸与月額

国公立の大学等	月額 45,000円
私立の大学等	月額 54,000円

4 貸与期間

大学等に入学した時から、大学等の正規の修業年限の終了する月までとします。

5 奨学資金の返還

（1）奨学資金は無利子とし、貸与の終了後20年以内（途中辞退、退学等の場合は10年以内）に、半年賦又は月賦の方法で、口座振替の方法により返還していただきます。返還金の最低年額（返還が完了する年の返還額を除く）は、貸与総額により定められています。

（返還の例）

区分	卒業時の貸与総額	返還年賦額	返還年数
国公立〔4年制〕	2,160千円	13万円/年	17年
国公立〔2年制〕	1,080千円	9万円/年	12年
私立〔4年制〕	2,592千円	13万円/年	20年
私立〔2年制〕	1,296千円	10万円/年	13年

（2）奨学資金の返還を怠ったときは、滞納している期間が1年について3%の延滞金が加算されます。

6 申請資格

次の要件をすべて満たしていること。（※要項のチェックリストでもご確認ください。）

- (1) 県内に住所を有する者の子等で、令和4年度に大学等へ入学する予定の者。
- (2) 高等学校等第2学年時（定時制課程又は通信制課程に在学する者は、卒業見込年度の前年度）の学業成績の平均値が3.0以上であり、性行が正しいこと。
- (3) 申請者の属する世帯（生計を一とする世帯）の年間所得が、別表第2の所得基準以下であること。
- (4) 進学後、鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。
- (5) 進学後、鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。（教育委員会が別に定める奨学資金を除く。）

※(4)、(5)の同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

7 申請の手続

奨学資金を希望する者は、次の書類を在学している高等学校等の長に提出すること。（既に高等学校等を卒業している者は、出身の高等学校等へ提出すること。県外高校在学者又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者等は、下記へ問い合わせること。）

- (1) 鳥取県大学等奨学資金貸与申請書
- (2) 令和3年分所得に係る市町村長発行の所得証明書（申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分）※令和3年1月1日から令和3年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの。
- (3) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）
- (4) 別表第1の特別の事情による控除（特別控除）を受けようとする者は、そのことを証明する資料（一人親世帯、就学者のいる世帯を除く。）

※要項のチェックリストでもご確認ください。

8 申請締切

令和4年9月5日（月）

※高等学校等で早めに締切を定めている場合がありますので、詳細は在学する高等学校等（既卒生の場合は出身の高等学校等）にご確認ください。

9 申請結果

令和4年11月下旬（予定）に、申請者本人及び在学している高等学校等へ選考結果を通知する。

採用者については、進学届出書・口座振込書・在学証明書等の提出後、貸与を開始する。

（令和5年5月下旬貸与開始予定）

10 その他

- (1) 奨学生に内定した者が、令和5年度に大学等へ入学できなかったときは、その資格を失います。
- (2) 連帯保証人は父母又はこれに代わって債務を保証する者とし、保証人は本人及び連帯保証人と同一生計外（同居不可）の者としてください。
- (3) 鳥取県育英奨学資金と併用できないもの（日本学生支援機構の第一種奨学金は金額に制約あり）があるため、奨学生に内定した者には選考結果通知の際に意向確認（大学等入学後に鳥取県育英奨学資金の貸与を希望されるかどうか）の用紙を同封し、後日提出していただきますのでご了承ください。

11 問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室 （電話）0857-29-7145 （ファクシミリ）0857-26-8176